

コミュニティバス接続便の変更について(協議事項)

協議事項の概要

対象路線	コミュニティバス接続便
協議内容	①接続便の変更(新設16か所(バス停留所からの変更13か所、新設3か所)) ②接続先の停留所等の変更
変更理由	・「祖父江・稲沢線 ふれあいの系統」、「下津・稲沢線」、「大里線」の見直しに伴う接続便乗り場の新設、接続先の停留所の変更、接続できる接続便乗り場の追加 ・地域の要望等による接続便乗り場の新設
検討予定等	令和4年7月21日 地域公共交通会議において協議 令和4年8月～9月 パブリックコメントの実施 令和4年10月 地域公共交通会議において最終合意 令和5年4月1日 運行開始予定

コミュニティバス接続便の概要

運行区域	コミュニティ接続便乗り場～指定のバス停留所・指定のコミュニティバス接続便乗り場 ※詳細は資料番号7のとおり
接続便乗り場数	(変更前)76か所 → (変更後)95か所
運行日・運行時間帯	月曜日から土曜日(祝休日、12月29日から翌年1月3日、はだか祭の日を除く) 午前7時台から19時台 ※指定のバス停留所に発着するバスに接続する便としてのみ利用可 ※コミュニティバス接続便乗り場に接続する場合も上記の発着時間を基準とする
利用方法	事前予約制 ※旧稲沢市域のコミュニティバス接続便乗り場から利用する場合は当日の1時間前までに電話予約 ※旧祖父江町、旧平和町地域のコミュニティバス接続便乗り場から利用する場合は当日の2時間前までに電話予約 ※指定のバス停留所・指定のコミュニティバス接続便乗り場からコミュニティバス接続便乗り場まで利用する場合は当日の1時間前までに電話予約
運行車両	普通タクシー車両(乗車定員4名)
利用料金	運賃の種類と額 ・1乗車 片道大人 200円、小学生100円 ・障がい者は5割引 ・乗継券、無料乗車券 100%割引 適用方法 ・未就学児は、大人または小学生1人につき2人まで無料 ・障がい者割引は、下記の手帳を提示いただいた場合に利用料金が割引 〈身体障害者及び知的障害者のかた〉 「身体障害者手帳」または「療育手帳」の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種のかたは本人と介護者1名が5割引、第2種のかたは本人のみが5割引 〈精神障害者のかた〉 「精神障害者保健福祉手帳」の障害等級が1級、2級のかたは本人と介護者1名が5割引、3級のかたは本人のみが5割引
【参考】乗継券の発行について	・ その日のうちに「バス路線に乗り継ぐ場合」及び「異なるコミュニティバス接続便乗り場への移動を目的とする接続便を利用する場合」に「乗継券」を発行する。ただし、複乗となる利用の場合は発行不可